

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 告 示

- 収納事務の委任【市民文化スポーツ局松本清張記念館】 4

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の一部改正に伴い、関係規定を整備することにしました。
この規則は、平成30年8月1日から施行することにしました。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第49号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成12年北九州市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に改める。

付則第3項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に、「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に改める。

付 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

北九州市告示第 351 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、「砂の器」シネマ・コンサートにおける前売入場券の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 8 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人九州交響 楽団	福岡市城南区七隈一丁 目 1 1 番 5 0 号	平成 30 年 8 月 1 日か ら同年 11 月 25 日ま で

北九州市公告第534号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年9月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成30年9月28日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成30年8月27日から同月31日までの毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市役所地下2階第5入札室又は第6入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円とする。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成30年10月24日から平成31年2月21日まで（日曜日等及び平成30年12月29日から平成31年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課
電話 093-582-2007

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
1	門 司 区 庄 司 町 1 8 0 4 番 1	宅 地	414.77	4,940,000	平 成 3 0 年 9 月 2 6 日 (水) 午

					前 9 時
2	小倉南区下城野 三丁目 1 3 9 5 番 2	宅地	3,612.01	81,280,000	平成 30 年 9 月 26 日 (水) 午 前 10 時 00 分
3	八幡西区木屋瀬 三丁目 8 3 6 番 3	宅地	1,190.65	24,410,000	平成 30 年 9 月 27 日 (木) 午 前 9 時 00 分
4	戸畑区一枝三丁 目 9 番 1 5	宅地	227.98	14,690,000	平成 30 年 9 月 27 日 (木) 午 前 10 時 00 分
5	戸畑区千防一丁 目 1 2 1 番 1 (建物付)	宅地	1,013.48	75,000,000	平成 30 年 9 月 28 日 (金) 午 前 9 時
6	戸畑区東大谷一 丁目 1 5 番 5 5	宅地	873.13	22,620,000	平成 30 年 9 月 28 日 (金) 午 前 10 時 00 分